

# 生ごみ処理機及び処理容器補助金について

## ご利用のてびき

家庭から出る「燃やしていいごみ」のうち約30%を食べ残しや野菜くずなどの生ごみが占めています。

また、生ごみは水分を多く（約80%）含んでいますので、その重量により運搬車両の燃費が悪化したり、焼却するにはより大きなエネルギーが必要になったりします。

その他に、カラスや野良イヌ、ネコ等にごみを荒らされる原因の多くが生ごみによるものです。

このように、生ごみは名護市としても市民のみなさまにとっても悩みの種になっています。

そこで、市民のみなさまへのご提案として、名護市では「生ごみ処理機及び処理容器補助金」制度を設けております。

主な内容は、生ごみの減量化もしくは、たい肥化することを目的に製造された機器の購入をされた際に費用の一部を助成する補助金です。

生ごみの処理機又は処理容器の購入を予定されている方は、この「ご利用のてびき」をご参考にされて下さい。

ごみの減量化は、単に市の財政の軽減化という面だけではありません。生ごみを減量化、たい肥化することができれば、有料ごみ袋の使用枚数を減らすことができます。できたたい肥を利用して家庭菜園等で有機野菜を栽培することもできます。地球温暖化対策として、家庭でできる身近な方法の一つです。

### 補助の対象・・・

#### 1 補助の条件

- (1) 名護市に住んでいる人（住民登録している人）
- (2) 処理機または、処理容器の管理ができる人
- (3) できたたい肥の利用に努めることができる人（自家処理できる人）
- (4) 名護市における税金の滞納のない人（市民税、国保税等）

※注意※ 補助金は予算の都合上、先着順に交付が決定されます。予算には限りがありますので年度途中で申請受付を締め切る場合があります。あらかじめご了承ください。

## 対象処理機・処理容器・・・

### ☆生ごみ処理機 ※一世帯に1基まで

電力等を利用して機械的に生ごみを分解または乾燥し、たい肥化または減量化させることを目的に製造されたもの。(ディスポーザーは対象外です。)

### ☆生ごみ処理容器 ※一世帯に2基まで

微生物等の働きにより生ごみを発酵および分解し、たい肥化させることを目的に製造されたもの。(たい肥化促進剤等を含む。)

※ダンボールコンポストは「処理容器」となります。ただし、容器(ダンボール)と促進剤(ピートモスやくん炭等を1セット分)で1基の処理容器とします。付属品等(カバー、温度計等)は補助の対象となりません。

## 補助金額について・・・

### ☆生ごみ処理機

本体価格の 3分の1 上限額 20,000円

### ☆生ごみ処理容器

本体価格の 2分の1 上限額 3,000円

- ・ただし、処理機と処理容器の補助金を重複して受けることはできません。
- ・本体価格に対する消費税は補助の対象外です。(消費税抜き額が対象)

## 販売店について・・・

販売店の指定はありませんが、名護市内の販売店を優先に購入して下さいますようお願いいたします。

## 申請受付期間・・・

毎月1日～20日まで ※郵送可(環境対策課へ直接持込される方は、土日祝祭日は除く。)

- ・毎月21日～月末までは審査期間となります。(21日～月末の期間中も申込可能ですが翌月付の受付になります。)
- ・予定最終受付は、年度の2月20日(必着)までとなります。

※申請書等に記入漏れ、記載ミス等があった場合は受付できません。訂正又は補正後の受付となりますのでご了承下さい。

## 申請方法と交付までの流れ・・・

### ①販売店で生ごみ処理機または処理容器を購入する。

※注意※ 購入時に販売店より領収証（レシート不可）を発行してもらうこと。

- ・購入予定の生ごみ処理機または処理容器が補助の対象になるか不明な物は事前に環境対策課へお問い合わせ下さい。パンフレット等をお持ちになって相談に来られてもいいですので、お気軽にお越し下さい。

### ②購入後**3ヶ月**以内に名護市環境衛生課へ申請手続きをして下さい。

※申請のときに必要な書類

ア.「生ごみ処理機及び処理容器補助金交付申請書」

添付書類として・・・身分証明書等の写し（運転免許証、住民票等）

イ.「生ごみ処理機及び処理容器購入・設置証明書」

添付書類として・・・☆販売店発行の領収証（レシートのみは不可）

☆レシート（商品名、値段等が記載されている）

☆パンフレット等があれば提出お願いします。

- ・アとイの書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、申請受付期間内に環境対策課（環境センター内事務所）へ郵送または、窓口で提出して下さい。

☆交付申請書及び購入・設置証明書は環境対策課にて配布しております。また名護市ホームページからPDFファイルでのダウンロードも可能です。

### ③書類審査及び内容審査後、交付が決定した場合は通知します。

- ・「生ごみ処理機及び処理容器交付決定通知書」と「請求書」を申請者住所へ郵送いたします。希望により直接環境対策課へ取りに来ることも可能ですので、申請時にお伝え下さい。
- ・審査により交付とならなかった場合はその旨連絡いたします。

### ④請求書に必要事項を記入し、環境対策課へ提出して下さい。

- ・提出は環境対策課（環境センター内事務所）へ郵送または、窓口で提出して下さい。
- ・郵便局は振込先の金融機関に指定できません。
- ・交付決定日（通知書記載の日付）から起算して**2ヶ月**以内にて提出して下さい。期限を過ぎた請求書は無効となります。

※請求書受領後、名護市会計規則に基づき、請求の日付から最大30日以内にご指定の口

座へ振り込みいたします。

## その他として・・・

### (注意事項)

補助金の交付を受けた方は、原則として交付決定の日から数えて**5年間**は再度補助金の交付申請をすることができません。5年経過し、かつ現在使用している処理機または処理容器が使用不可能になった場合に限り、新たに補助金の交付申請をすることができます。

ただし、ダンボール等を利用した処理容器（(ダンボールコンポスト)）に限り**1年間**となります。

その他に、偽りの申請、不正手段などにより補助金の交付を受けたものと認めるときには補助金の返還を求めることがあります。

### (アドバイスについて)

名護市環境対策課では補助金の交付を行うだけでなく、補助金を受けた物、受けなかった物を問わず生ごみ処理機および処理容器をお持ちの方に対して、処理のアドバイス等を行っております。処理が上手く行かない等の悩みをお持ちの方はお気軽にご相談ください。電話対応のみではなく、必要に応じて専門職員による訪問対応もできます。

### (連絡・相談先)

名護市 環境水道部 環境対策課 環境衛生係

住所 名護市字字茂佐1710-3 環境センター

電話 0980-52-0003 (時間：平日8:30～17:15)